

第3次玖珠町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和3年度～令和7年度

令和3年4月

大分県 玖珠町

目 次

| | |
|----------------------|---|
| 第1章 基本的事項 | |
| 1. 計画の目的 | 1 |
| 第2章 第2次計画の概要と実績 | |
| 1. 第2次計画の概要 | 1 |
| 2. 第2次計画の実績 | 1 |
| 第3章 第3次計画 | |
| 1. 基準年度・計画期間 | 4 |
| 2. 対象範囲 | 4 |
| 3. 対象とする温室効果ガス | 4 |
| 4. 削減目標 | 4 |
| 第4章 具体的な取組 | |
| 1. 施設整備の改善等 | 5 |
| 2. 備品購入等 | 5 |
| 3. その他の取組 | 5 |
| 第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表 | |
| 1. 推進体制 | 6 |
| 2. 点検体制 | 6 |
| 3. 進捗状況の公表 | 6 |

第1章 基本的事項

1. 計画の目的

私たちは生活の豊かさや便利さを求めて、社会経済活動を続けてきました。その結果、大気中に大量の二酸化炭素などの温室効果ガスが排出され、地球の平均気温が上昇し、気象の変動をもたらしました。これは、世界の生活環境、生態系及び産業などに対して深刻な影響を及ぼすと考えられ、大きな社会問題となっています。このため、玖珠町においても、町民・事業者・民間団体などの協働のもとで、温室効果ガス排出の抑制などに関して必要となるべき措置について、具体的な対策が求められています。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、都道府県及び市町村に対して、温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）策定が義務付けられています。

玖珠町では、平成28年に「第2次玖珠町地球温暖化対策実行計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、環境に配慮した事務事業の実施を図ってきました。

この度、第2次計画の計画期間が令和3年3月で終了することとなり、新たな計画として、具体的な目標や取組を定めるものとします。

玖珠町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

第2章 第2次計画の概要と実績

1. 第2次計画の概要

基準年度を平成26年度とし、計画期間を平成28年度から令和2年度までの5年間とする。削減目標は基準年度より5%を削減とする。

| 区 分 | 基準年度排出量 平成26年度 | 削減目標 | 目標年度排出量 令和2年度 |
|--------------------------|-----------------------------|------|-----------------------------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 1,400,105kg-CO ₂ | 5% | 1,330,100kg-CO ₂ |

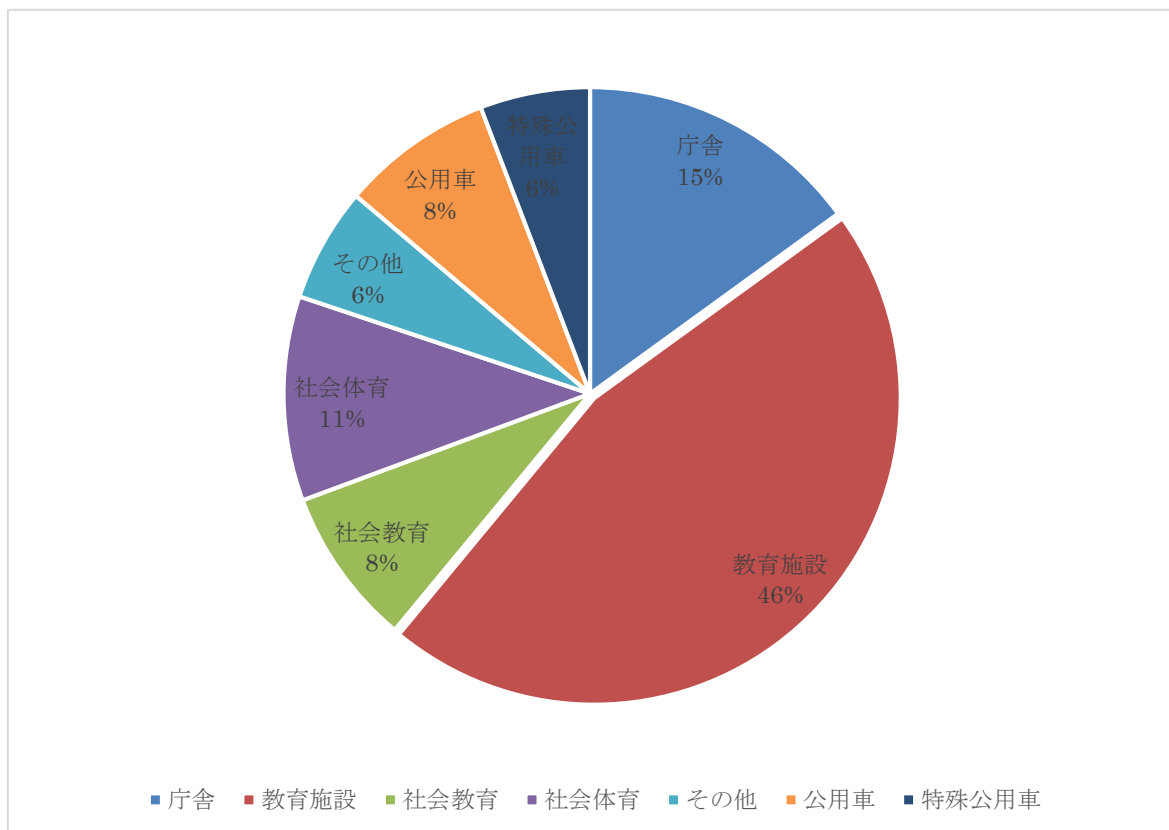
2. 第2次計画の実績

令和元年度温室効果ガス（二酸化炭素）総排出実績（図1）

■施設別排出量

単位：kg-CO₂

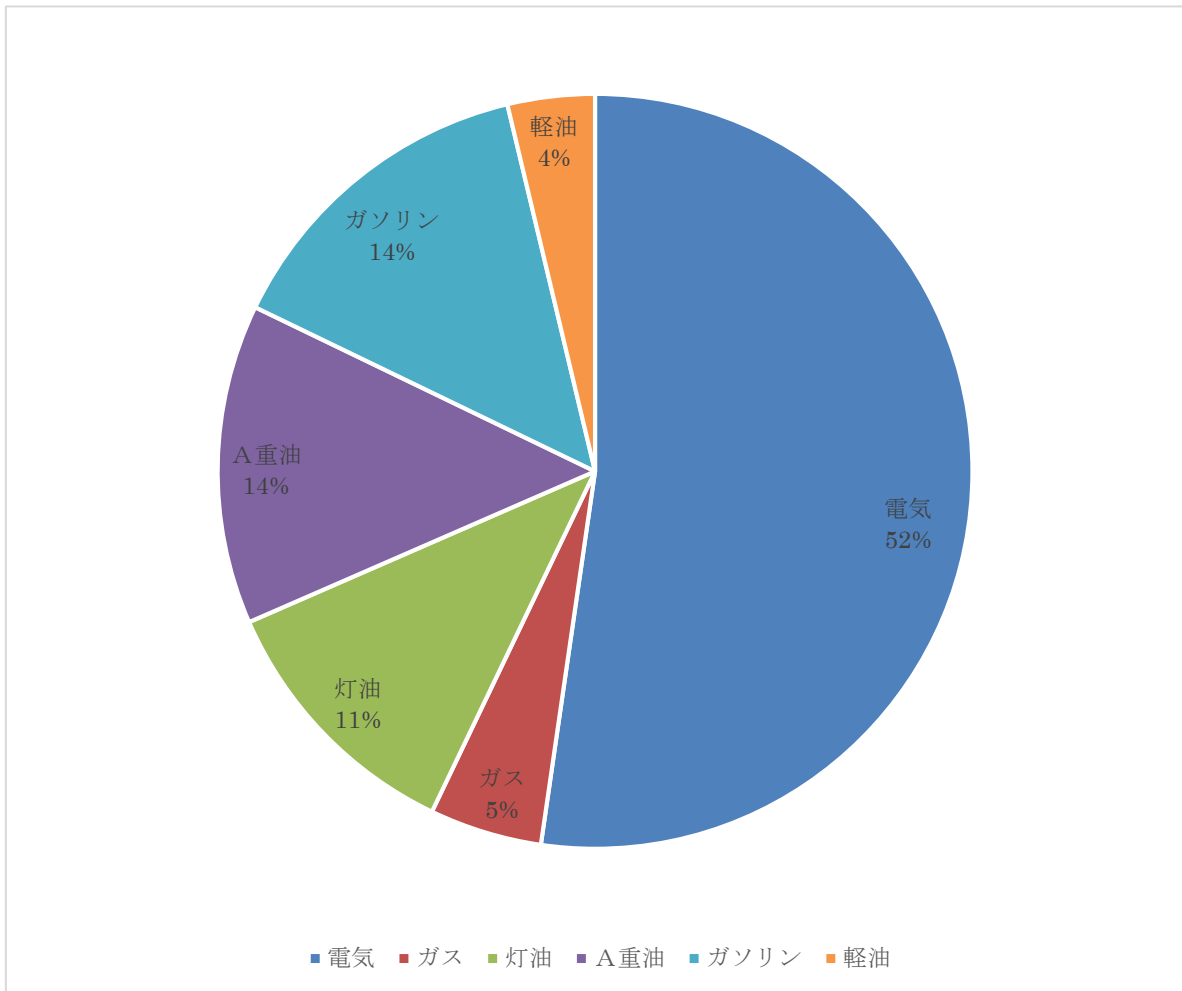
| 項目 | 平成26年 基準年度 | 令和元年 | | |
|-------|---------------|-----------|----------|--------|
| | | 排出量 | 増減量 | 増減率（%） |
| 庁舎 | 200,256 | 190,786 | ▲9,470 | ▲4.72 |
| 教育施設 | 578,683 | 557,938 | ▲20,745 | ▲3.58 |
| 社会教育 | 167,325 | 143,855 | ▲23,470 | ▲14.02 |
| 社会体育 | 262,178 | 149,215 | ▲112,963 | ▲43.08 |
| その他 | 25,818 | 109,275 | 83,457 | 423.25 |
| 公用車 | 78,217 | 73,246 | ▲4,971 | ▲6.35 |
| 特殊公用車 | 87,626 | 52,972 | ▲34,654 | ▲39.54 |
| 計 | 1,400,103 | 1,277,291 | ▲122,812 | ▲8.77 |



■燃料別排出量

単位: kg-CO₂

| 項目 | 平成26年 基準年度 | 令和元年 | | |
|------|---------------|-----------|----------|---------|
| | | 排出量 | 増減量 | 増減率 (%) |
| 電気 | 694,485 | 667,966 | ▲26,519 | ▲3.81 |
| ガソリン | 75,188 | 180,185 | 104,997 | 239.64 |
| 軽油 | 90,891 | 47,701 | ▲43,190 | ▲47.51 |
| 灯油 | 267,324 | 144,910 | ▲122,414 | ▲94.42 |
| A重油 | 214,127 | 174,989 | ▲39,138 | ▲18.27 |
| LPG | 58,088 | 61,538 | 3,450 | 105.93 |
| 計 | 1,400,103 | 1,277,291 | ▲122,812 | ▲8.77 |



玖珠町では、計画に基づき令和2年度末までに平成26年度比で温室効果ガス排出量を5%削減することを目標に掲げ取り組んできました。計画年度途中である令和元年度末で約8.77%削減し、目標を達成できています（図1参照）。

施設別にみると、庁舎の主な使用燃料は電気と灯油ですが、概ね削減目標を達成できたことは、昼休みの消灯や冷暖房時間の制限などが主な要因と考えられます。

教育施設は中学校の統合に伴い施設数の減少により概ね目標達成ができています。一方中学校が普通財産となったことで、その他施設では大幅な増加となっています。

社会教育、社会体育施設の達成は、コロナウイルス感染拡大防止のため、施設の利用制限、イベントの中止などがあり施設を利用する頻度が下がったためと考えられます。

燃料別にみると、ガソリンによる排出量が増加しています。これは、中学校のスクールバスによる使用量の増加によるものと考えられます。また、LPGの増加は、小学校にガスエアコンを導入したことによるものです。

第3章 第3次計画

1. 基準年度・計画期間

基準年度を令和元年度とし、計画期間を、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

2. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、外部委託や指定管理者制度等により実施している事務事業については、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組を実践するように要請します。

3. 対象とする温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とします。

4. 削減目標

令和元年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和7年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指します。

| 区 分 | 基準年度排出量 令和元年度 | 削減目標 | 目標年度排出量 令和7年度 |
|--------------------------|-----------------------------|------|-----------------------------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 1,277,291kg-CO ₂ | 5% | 1,213,426kg-CO ₂ |

第4章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境負荷の低減に配慮した工事等を実施するとともに、適正な管理に努める。
- ・施設の新築、改築をする時は、断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重窓等）への更新に努める。
- ・計画的にLED照明等の省エネ・高効率型照明設備への更新を進める。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を検討する。

2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。
- ・ノンフロン製品、代替フロンを使用していない製品を購入する。

3. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・電気のスイッチを状況に応じて適正に操作し、日常的な節電を行う。
- ・始業時間前や昼休みは、執務室の全てを消灯する。（窓口業務等は接客部分のみ点灯）
- ・時間外や休日は、業務に不必要な照明は点灯しない。
- ・トイレ、給湯室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。（特に休日前の電気ポット）
- ・OA機器等を使用しないときは、電源をこまめに切るように努める。
- ・長時間使用しない電化製品はコンセントを抜く。

②燃料使用量の削減

- ・各施設の冷暖房については、状況に応じた適正な温度管理を行う。
- ・夏季のブラインド等の活用による室内温度の上昇を抑える。
- ・公用車の急発進、急加速、不要なアイドリングを避けエコドライブに努める。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・タイヤ空気圧の調整、不要な荷物を積載しない。
- ・公用車の相乗りにより、効率的な利用を図る。
- ・近距離の移動は、できるだけ徒歩や自転車により行う。

③ゴミの減量化とリサイクルの推進

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・缶やペットボトル、紙、雑誌等のゴミの分別を徹底する。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底する。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・会議等の印刷資料、封筒の削減に努める。
- ・庁舎LANを利用し、文書等の印刷を減らす。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。

具体的な取組み内容は以上のとおりであるが、項目にあがっていないものでも、各部署で工夫し、自主的な取組みに努めるものとする。

ただし、業務の性格上取組みが困難な項目については、業務に支障がない範囲で実行する。

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課から1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を環境保全に係る課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町広報誌やHP等により公表する。